

JR東労組盛岡

No.125
2022年4月15日
東日本旅客鉄道
労働組合
盛岡地方本部

〒020-0045
盛岡市盛岡駅西通二丁目16番31号
発行人 佐々木克之
編集人 情宣部
NTT 019-623-1011 FAX 019-624-0157
JR 033-2238・2239 FAX 033-2230

22春闘賃上への会社姿勢に対する怒りと悔しさを 総合労働条件改善のたたかいに繋げよう！！



私たち JR 東労組は、22 春闘に向けたたたかいとして、昨年の秋から継続して総合労働条件改善のたたかいに取り組んでいます。

「変革 2027」に基づく矢継ぎ早に打ち出される施策等に対し、安全で働きやすい職場からはかけ離れていると言わざるを得ない現実や、赤字・コロナ禍を理由にコストカットが進められ、本当に必要なものまでもが廃止や撤去されるなど職場には身近な問題が山積しています。

昨年秋のたたかいでは全組合員参加の運動を目指し、「職場環境改善」「施策検証・改善」「労働条件の向上」「福利厚生充実」などの視点で盛岡地本として **600 件** を超える職場要求を集約してきました。

今後、出された意見を基に要求づくりを行い、地本として申し入れを行っていく予定です。全組合員で「総合労働条件改善」の取り組みをつくり出して行きましょう！

JR 東労組は、「総合労働条件改善のたたかい」を組合員と共につくり出し、要求実現に向けて、組合員の声を集約してきました。コロナ禍において大きく環境が変化し、苦しい状況が続く中での働きに合った賃金・手当や環境改善等、労働条件の向上には至っていません。不安や不満が渦巻いているのが現実です。
施策実施がスピードアップされ働き方や生活環境が大きく変わらなくても、安全・安定輸送を確保しつつ、施策等に対して真正面から向き合い、企業の発展に向けて日々奮闘する組合員の労働条件維持・向上と職場環境改善の実現を目指し、団体交渉を行います！

組合員の声をもとに全 27 項目を提出！～NO.1～

【施策実施】
・タブレットの活用機会が増加していることを踏まえ、業務としての位置づけを明確にするために十分な説明を行うこと。また、各種施策の説明がタブレット配信では不十分な現状があることから、十分な説明と環境の変化に応じた教育等を行うこと。
・新 JNR システムにおける各種手続き・申請の教育を充実させること。
・本社で行われる研修参加時の前泊を解消するため、2 日以上の研修行程における 1 日目の開始時間は前泊が発生しない時間とすること。

【制度関係】
・所有住宅奨励金について、一般及び新築 5 年以内の区分を統合し一律 10,000 円に増額すること。
・病者用代用金の支給枚数を年間 104 枚とすること。また、使用禁止期間を廃止すること。
・特別休日の年間付与数を増加し、年間の休日数を 120 日とすること。
・育児・介護勤務制度を十分に活用できるよう環境改善を図ること。
・育児・介護勤務制度 A の適用範囲を小学校 3 年生の年度末までの期間とすること。
・育児・介護勤務制度 B の適用範囲を小学校 6 年生の年度末までの期間とすること。

【福利厚生等】
・新型コロナウイルス感染症により、社宅居住期間制限（15 年）の開始状況取り巻く環境が異なることから、延長を 5 年間可能とすること。
・福利厚生の更なる充実を図るため、カフェテリアポイントを 300 ポイントに増額すること。また、組合員の声も反映した鳴鶴範囲の拡大を行うこと。
・貸与されている制服に課題があることから改善を図ること。

組合員の声をもとに全 27 項目を提出！～NO.2～

- 【各種手当等】
・別原手当の支給額について、賃金規程第 131 条（2）「前条第 1 項第 3 号イの場合」月額 20,000 円を月額 30,000 円に増額すること。
・現行の寒冷地手当では、暖房等の電気代や燃料代が賅えないため、寒冷地手当額表に掲げる額を一律 15,000 円増額すること。
・自動車等の通勤手当の支給額について、一利用区間の距離が 10 km 未満の場合は月額 3,700 円とすること。また、一利用区間の距離が 40 km 以上の場合の上限を撤廃し、10 km 増えるごとに 4,800 円を加算すること。
・通勤時において駐車場等を利用する者に対して契約金額の支給を行うこと。
・各種区において荷や籠等と衝突する事象が増加し、除去等対応する組合員は感染症等の危険があることから、1 回の対応につき 2,000 円に増額し支給対象を拡大すること。
・内庫車及び新幹線の転換教育の技術指導を行う者として指定された者に 5,000 円を支給すること。
・ワンマン運転の拡大に伴い、運転士に対する負担が増加していることから、ワンマン開始について時間短縮及びキロ額の増額を行うこと。
・鉄道車両製造・整備技術士検定（1 級及び 2 級）に合格した場合は、技能が向上し、車両の品質向上に貢献できることから奨励金を金額会社負担とすること。
・車両に指定される者に対して月 5,000 円の手当を新設すること。
・車両のトイレの故障対応を行った場合、1 回の対応につき 1,000 円の手当を新設すること。
・線路閉鎖責任者に指定された者に対して 1 回の作業につき 1,000 円の手当を新設すること。
・保守用車責任者に指定された者に対して 1 回の作業につき 1,000 円の手当を新設すること。
・業務用緊急自動車（レスキュー車含む）による緊急走行をした者に対して 1 回の運転につき 1,000 円の手当を新設すること。
・夜勤時の睡眠時間を実質 3 時間確保できる勤務とすること。
・夜勤特別手当の支給額（月額）を一律 5,000 円増額すること。

申 21 号「組合員の声に基づく総合労働条件改善の実現を
求める申し入れ」を提出！

制度や各種手当、福利厚生など
地方で解決出来ないものは
本部として申し入れを行い
本社と議論してきました！

私たちの労働条件維持・向上の要求実現に向けてたたかおう！

組合員の声職場で改善されているという報告も届いています！



安全で安心して働ける環境を私たちの手で創り出そう！！